

## 第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

### 1 総合的な海洋の安全保障

#### (1) 海洋の安全保障

「我が国の領海等における国益の確保」のために、我が国を守る一義的な責任は我が国にあるとの認識の下、防衛力や海上法執行能力の強化など必要な施策を推進していく。「国際的な海洋秩序の維持・発展」のために、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値・原則の維持・擁護を各國と協力する形で実現し、繁栄と経済的存立の基盤となる海洋権益を長期的かつ安定的に確保するとともに、我が国にとって有利な国際戦略環境を創出するべく、必要な施策を推進していく。この際、同盟国・同志国等と連携・協力しながら「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を強く推進していく。これらの取組については、ロシアによるウクライナ侵略によって生じた世界的な不確実性の高まり等も踏まえ、不断の見直しが必要である。

さらに、船舶間及び船陸間の情報通信改善による協調的な安全航行を念頭に自動運航船の実用化等、船舶のDX化の推進や、知床遊覧船事故のような海難等の未然防止を含めた「海上の安全・安心の確保」に係る施策についても、近年その重要性が増してきていることを踏まえて推進していく。加えて、我が国は海洋に由来する自然災害（地震・津波・台風・豪雨・高潮・火山噴火等）が発生しやすい自然条件下にあり、近年その脅威が増大している。こうした自然災害のリスクに備えるため、「海域で発生する自然災害の防災・減災」に係る施策についても推進していく。

#### 【KPI】

- a)護衛艦等の就役隻数・総隻数（現状：護衛艦隻数51隻（令和6年度末）、目標：護衛艦54隻・哨戒艦12隻就役（おおむね10年後））
- b)巡視船等の就役隻数・総隻数（現状：大型巡視船78隻、大型測量船4隻、航空機95機、無操縦者航空機3機（令和6年度末）、目標：大型巡視船89隻、大型測量船4隻、航空機105機、無操縦者航空機5機就役（令和9年度））
- c)「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数（現状：0件（令和6年度）、目標：0件（毎年度））
- d)要救助海難に対する救助率（現状：96%（令和6年）、目標：95%以上（毎年））
- e)旅客船の船舶海難（人為的要因によるもの）による死者・行方不明者数（現状：0名（令和6年）、目標：0名（毎年））

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)		
ア 我が国の領海等における国益の確保		1)「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づく防衛力整備  2)「海上保安能力強化に関する方針」に基づく海上保安能力の強化  3)漁業取締能力の強化  4)安全保障分野における人材確保の強化						
イ 国際的な海洋秩序の維持・発展		1)ビエンチャン・ビジョン2.0（日ASEAN防衛協力の指針）による協力 (国際規範の実行に向けた認識共有促進、能力構築支援、防衛装備・技術協力、共同訓練・演習、人材育成・学術交流等)  2)拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）  3)他国への海上法執行能力強化への協力						
ウ 海上の安全・安心の確保		1)救助・救急体制の充実・強化  2)防災体制の充実・強化  3)海の安全情報等の充実強化						
エ 海域で発生する自然災害の防災・減災		海岸事業の推進  1)海岸堤防の整備及び耐震化等  2)砂浜保全等の侵食対策の推進  3)高潮浸水想定区域等の指定の推進  自然災害の監視に向けた観測網・解析技術・情報共有システムの強化  4)海域・海底観測網等の充実・強化  5)スーパーコンピュータやAI技術等を活用した解析技術の高度化  6)通信・情報共有システムの高度化						

## 取組の現状

### 【主な取組の現状】

#### ア 我が国の領海等における国益の確保

- 1) 「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」に基づき、「防衛力抜本的強化実現推進本部（R5.4）」において、多次元統合防衛力を抜本的に強化し、防衛力整備を着実に進めた。（防衛省）
- 1)2) 海上自衛隊と海上保安庁は、平素から共同訓練を行い、技術向上と共同対処能力の強化に取り組んでいる。特に、防衛大臣による海上保安庁の統制要領の策定後は、令和5年5月、同年6月及び令和6年10月に、当該統制要領に基づき、両機関における情報伝達、現場における対応などを演練・検証し、あらゆる事態に適切に対応できるよう連携強化を図った。（国土交通省、防衛省）
- 2) 「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、巡視船等の大幅な増強等のハード面の取組に加え、関係機関との連携強化や人的基盤の強化等のソフト面の取組も推進することにより、海上保安業務の遂行に必要な能力の一層の強化を進めている。令和6年12月には、「海上保安能力強化に関する関係閣僚会議」が開催され、海上保安能力の強化を引き続き進めていくことが確認された。（国土交通省）
  - ・また令和6年度には大型巡視船4隻、航空機2機が就役し、215人を増員した。（国土交通省）
- 3) 漁業取締本部体制の下で、漁業取締船の漁業取締能力の向上を進めた。海上保安庁との連携の下で、外国漁船等の違法操業への対応能力の向上に努めた。（農林水産省）
- 4) 海上保安庁では、採用試験における身長及び体重に係る制限を廃止するとともに、試験科目の変更や新コース設置を行ったほか、SNSを利用した情報発信についても取り組んでおり、優秀な人材を確保するため時代に合わせた募集活動を実施した。（国土交通省）
  - ・海上自衛隊のSNSにより、一般の方に馴染みの少ない航海中の様子や現場の隊員の声など艦艇における業務について情報発信することで、職業としての理解を深めてもらうよう努めた。なお、若年層への訴求力を高めるため、新キャラクターを起用した。また、大学生に対して海上自衛官による講義を行うことにより、海洋安全保障分野の認知向上を図った。（防衛省）
  - ・人材確保の観点から、洋上で活動する艦艇・官公庁船の業務について、可能な限り深く知ってもらうため、SNS等を活用した積極的な広報や船舶の一般公開、大学等との連携・交流を推進した。（農林水産省、国土交通省、防衛省）
  - ・海上自衛隊では、令和6年度遠洋練習航海において、練習艦「かしま」と「しまかぜ」で、業務用通信の補完として整備される商用低軌道衛星通信網を活用して、隊員と家族との連絡に加え、インターネットの閲覧等を可能とする通信環境の試験を実施した。（防衛省）
  - ・海上自衛隊では、停泊時の業務負担軽減を目的とした艦内設置のパソコン増設を推進した。（防衛省）
- 5) 警察用船舶・航空機の整備を図る。また、対処用資機材の整備等により、国境離島における事態対処能力を強化した。（警察庁）
  - イ 國際的な海洋秩序の維持・発展
- 1) 「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づき、我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要なASEAN諸国に対して、能力構築支援、共同訓練・演習及び防衛装備・技術協力などの協力を推進した。（防衛省）
- 2) 拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）において、多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んだ。（防衛省）
- 3) 「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間では、ADMMプラスのほか西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）をはじめとして、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化した。（防衛省）

## ウ 海上の安全・安心の確保

- 1)迅速かつ的確な海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進した。（国土交通省）
  - ・救助・救急体制の充実・強化のため、特殊救難隊や全国各地に潜水士、機動救難士を配置するとともに、捜索救助に係る関係機関との調整機能の強化や自衛隊への災害派遣要請を的確に行えるよう、連携の強化を図った。（国土交通省）
  - ・傷病者に対して救急救命処置を行うための専門の資格を有する救急救命士及び応急処置が実施できる救急員を全国各地に配置するとともに、医師等により構成される海上保安庁メディカルコントロール体制のもと、救急救命士及び救急員が行う救急救命処置等の能力向上を図った。（国土交通省）
  - ・緊急通報用電話番号「118番」による緊急通報の情報伝達・収集手段の強化を図るため、通報者から海上保安庁へ、現場の状況を映像でリアルタイムに伝えることができる新たな通報システムである「Live118」の運用を開始した。（国土交通省）
  - ・海難救助能力体制の向上強化のため、民間の救助組織とも連携した捜索救助に関する合同訓練のほか、近隣諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的に実施した。（国土交通省）
- 2)南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靭化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域をはじめ沿岸地域の安全を確保するための対策・支援を行った。（農林水産省、国土交通省）
  - ・令和6年8月の日向灘を震源とする地震では、発災後直ちに巡視船艇・航空機等を発動させ、被害状況の調査を実施したほか、航行警報等を発出し、付近航行船舶等への情報提供を実施した。また、本地震に伴い南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを受け、海上保安庁では、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する管区を中心に、巡視船艇・航空機等の即応体制を継続的に確保した。加えて、海の安全情報やホームページによる情報発信、巡視船艇からの周知・呼びかけを実施したほか、港則法に基づく勧告を実施するなど、海事関係者をはじめ、一般市民に対しても広く情報提供を実施した。（国土交通省）
  - ・令和6年9月の奥能登豪雨では、土砂災害等の被害が発生し、各地で行方不明者も発生したことから、巡視船艇・航空機等による被害状況の調査や行方不明者の捜索を実施した。（国土交通省）
- 3)海の安全情報の緊急情報配信メールやホームページ等により台風や発達した低気圧等による荒天に備えた早期の事故防止に係る注意喚起の発出及び安全啓発情報の提供を実施した。（国土交通省）
  - ・来島海峡航路西側海域の航行環境改善策として、安芸灘南第四号灯浮標を廃止するとともに、来島海峡航路西口の入出航に係る経路の指定について令和6年7月1日から運用を開始した。（国土交通省）
  - ・令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を受けてとりまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を踏まえ、改正海上運送法の施行に向け、政省令等の整備を行い、船員の資質向上に係る制度を導入するとともに、抜き打ち・リモートによる監査の実施、通報窓口の設置といった監査体制の強化をはじめ、実施可能なものから速やかに実行に移した。（国土交通省）

## エ 海域で発生する自然災害の防災・減災

- 1)海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を海岸法に規定する海岸保全基本方針に基づき推進した。（農林水産省、国土交通省）
- 2)国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を海岸法に規定する海岸保全基本方針に基づき推進した。（農林水産省、国土交通省）
- 3)想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、都道府県の高潮浸水想定区域等の指定等に必要な調査等が推進されるよう支援を行った。（農林水産省、国土交通省）
- 4)海域で発生する地震に対する緊急地震速報と津波警報・注意報の発表の迅速化に貢献するため、気象庁に対しS-netとDONETの観測データを引き続き提供するとともに、南海トラフ地震の想定震源域の西側（高知県沖～日向灘）における、南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築を進め、沖合システムの運用を開始した。また、沿岸システムのケーブルの海底敷設を実施した。（文部科学省）

- ・定常的に実施している海底地殻変動観測に加え、令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とする地震において、海底の地殻変動を把握するため、測量船による臨時の海底地殻変動観測を実施した。観測結果は他機関の結果とともに『南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会』において審議され、『南海トラフ地震関連解説情報』として公表された。（国土交通省）
- ・台風接近時には、1日当たりの通航隻数が約400隻となる有数のふくそう海域である「東京湾」においては初となる、海上交通安全法に基づく湾外避難・入湾回避勧告を令和6年8月14日に発出するなど、船舶の安全対策を図った。（国土交通省）
- 5)地震・地殻変動の観測について、光ファイバー自体をセンサーとして用いるDAS（分散型音響センシング技術）との長周期観測ノイズを大幅に減少させ、室戸岬の110km沖合までの連続的で安定した観測を継続して行った。また、データ同化技術を導入した沿岸津波予測手法により、津波警報解除に関わる津波後続波の振幅予測精度を向上させた。（文部科学省）
- 6)「我が国の海洋状況把握（MDA）構想（R5.12）」に基づき、関係省庁の密接な情報交換・共有に努めた。（内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）
- ・電子基準点リアルタイム解析システム（REGARD）を運用し、一定規模以上の地震発生時には、発災後10分程度で関係機関へ地殻変動や地震規模等の計算結果を提供した。（国土交通省）

## 第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

### 1 総合的な海洋の安全保障

#### (2) 海洋の安全保障の強化に貢献する施策

第3期計画に引き続き、安全保障が必ずしも唯一の、又は主たる目的となっていない施策であっても、海洋の安全保障に資する側面を有するものを、海洋の安全保障の強化に貢献する施策と位置づけて取り組んでいく。

##### ア 経済安全保障に資する取組の推進

- ①海洋資源開発の推進
- ②海上輸送の確保
- ③海洋産業の国際競争力の強化
- ④海洋科学技術の振興

##### イ 海洋状況把握（MDA）能力の強化

##### ウ 国境離島の保全・管理

#### 【KPI】

a) 海洋資源の開発（「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に基づき技術開発を推進）※令和6年3月22日改定（総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会にて審議決定）

b) レアアース泥の生産技術の開発・実証（現状：水深2,470mからのレアアース泥の解泥・揚泥試験の実施（令和4年度）、目標：水深6,000mからのレアアース泥の採鉱・揚泥の実証試験の実施（令和7年度まで）

c) 海洋状況表示システム「海しる」のアクセス件数、API公開項目数、API利用件数（現状：アクセス件数（平均値）：12,100件/日、API公開項目数：96件（令和6年度）、API利用件数（平均値）：8,100件/日（令和6年1月～12月）、目標：令和4年の2倍（令和9年まで））

d) 我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保（現状：京浜港 週20万TEU、阪神港 週8万TEU（令和6年11月時点）、目標：京浜港週27万TEU、阪神港 週10万TEU（令和10年度））

※令和元年度に令和5年度を目標年次とする目標値を設定していたが、新型コロナ感染症の影響により達成が困難となったことなどから、「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会（R5.2設置）」において検討が行われたところ。引き続き輸送力の堅持が必要とされ、令和10年度を目標年次とする目標値を設定した。

e) 訪日クルーズ旅客数・外国クルーズ船の寄港回数・外国クルーズ船の寄港する港湾数（現状：訪日クルーズ旅客数：143.8万人、外国クルーズ船の寄港回数：1923回、外国クルーズ船が寄港する港湾数：97港（令和6年速報値）、目標：訪日クルーズ旅客数：250万人、外国クルーズ船の寄港回数：2000回、外国クルーズ船が寄港する港湾数：100港（令和7年まで））

#### 【海洋開発重点戦略の主な成果指標】

##### （AUV戦略の主な成果指標）

- ・令和7（2025）年度までにAUVの利用実証を6件程度実施し、それぞれの技術目標を設定（例：洋上風力発電施設に至る海底電力ケーブルの連続検査（○○kmのケーブル連続検査））。
- ・令和9（2027）年度までに洋上風力発電の検査等の実ビジネスにおいて10件程度のAUV事業モデルを構築。
- ・令和12（2030）年度までに洋上風力発電を中心とした海洋産業、海洋安全保障、海洋環境保全等の様々な場面で、AUVが利活用されることを基準とする。

##### （海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進）

海洋情報の産業分野利活用に関する成果指標として、令和11（2029）年度までに、海洋における地理空間情報の利活用に関するユーザーコミュニティを構築するとともに、「海しるビジネスプラットフォーム」を開発し、有償情報掲載件数を20件とすることで、海洋情報の活用を通じた産業利用の促進につなげる。

衛星データ等を活用したAI開発について、令和11（2029）年度までに、海外展開を見据え、表示データの低負荷化等を図ったシステムを開発する。

また、MDAに関する国際社会のニーズを調査した上で、令和11（2029）年度までに、同盟国・同志国等とのシステムを通じた連携の確立を図る。

(特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進)

凡例) ● : 内閣府海洋事務局、国土交通省・気象庁・国土地理院・環境省・防衛省の取組

○ : 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局及びSIPの取組

〔社会実装検討：プロジェクトの実効性の確保〕

●令和8（2026）年3月まで

内閣府等による南鳥島の利活用支援のための情報収集・調査

○令和8（2026）年3月まで

SIPによる社会実装形態案の取りまとめ

●令和9（2027）年3月まで

内閣府等による南鳥島における既存施設・制度等のレビュー

○令和10（2028）年3月まで

SIPによるレアアース生産の社会実装化プランの取りまとめ

〔適用技術の実証：SIPによるレアアース生産に係る試験〕

○令和8（2026）年2月まで

採鉱・揚泥試験1（採鉱・揚泥に関する適用技術の実証）

○令和8（2026）年4月まで

一次処理試験1（精錬処理等に関する適用技術の実証）

○令和9（2027）年10月まで

採鉱・揚泥試験2（レアアース泥350t/日規模での採鉱・揚泥の実施）

○令和9（2027）年12月まで

一次処理試験2（レアアース泥350t/日規模での精錬処理等の実施）

（管轄海域の保全のための国境離島の状況把握）

・特に遠隔・脆弱な国境離島（おおむね20～30島）とその周囲の現況地形データ（元地形データ）の取得：

→令和10（2028）年度までに、0%→100%

・我が国が現に保全・管理を行っている国境離島473島の状況把握に必要な空中写真の撮影等の実施（過去5年以内）

→令和10（2028）年度までに、40%→100%

・合理的・効果的な国境離島の状況把握手法の確立

→令和10（2028）年度までに達成

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
ア 経済安全保障に資する取組の推進	<p>①海洋資源開発の推進</p> <p>総合的な検証・評価</p> <p>海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の策定</p> <p>第3期SIP「海洋安全保障プラットフォームの構築」によるレアース泥の開発・実証 水深6,000mからのレアース泥の採鉱・揚泥の実証試験</p> <p>1) CCSの適地開発の推進、事業環境整備の加速化等</p> <p>等</p> <p>②海上輸送の確保</p> <p>1)令和5年3月に改正した「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」に基づき、対外船舶運航事業者等が国土交通大臣の認定を受けた令和5年4月から始まる日本船舶・船員確保計画（5か年計画）を着実に実施できるよう、トン数標準税制等の税制措置や日本籍船化に係る手続き面の改善に向けた検討等を推進</p> <p>2)内航海運業法改正(施行:R4.4)</p> <p>内航海運業法改正(施行:R4.4)</p> <p>自主宣言制度創設</p> <p>商慣習改善方策検討等</p> <p>3)国際コンテナ戦略港湾において、北米・欧州航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスの充実を図るために、「集貨」「創貨」「競争力強化」の取組を推進</p> <p>等</p> <p>③海洋産業の国際競争力の強化</p> <p>1)クルーズ船の寄港促進を通じた、インバウンド需要の取込</p> <p>令和7年までに、「訪日クルーズ旅客数250万人」を目指す。</p> <p>令和7年までに、「外国クルーズ船の寄港回数2000回超」を目指す。</p> <p>令和7年までに、「外国クルーズ船の寄港する港湾数100港」を目指す。</p> <p>2)船舶産業の更なる生産性向上や事業再編等を通じた事業基盤強化</p> <p>船舶のサプライチェーンに関するリスク点検及び安定供給確保の取組</p> <p>船舶の部品（エンジン、プロペラ、ソナー）の安定供給確保のための取組</p> <p>等</p> <p>④海洋科学技術の振興</p> <p>1)「経済安全保障重要技術育成プログラム」による研究開発の推進</p> <p>2)「AUV戦略」の策定</p> <p>「AUV戦略」の実施</p> <p>実証調査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実利用が見込まれる分野での実証試験（6件程度）</li> <li>利用時の課題抽出、分析、対応策検討</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>実証試験の成果の普及</li> <li>利用時の課題の共有</li> </ul> <p>AUV官民PF等の官民協議体の運営（利用実証、ハード・ソフトの共通化・標準化等を通じた共通基盤の構築、効率的・効果的な運用システムの実現、制度環境整備、企業活動促進、人材育成等）、フォローアップ</p> <p>実利用を見据えた研究開発、制度環境の整備等</p> <p>AUVの実利用</p>						

